

山口県報

平成19年
3月27日
(火曜日)

目 次

規則	山口県職員委員会規則の一部を改正する規則(人事課).....	一
	山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町課).....	一
訓令	山口県考査規程の一部を改正する訓令(人事課).....	二
	山口県職員服務規程の一部を改正する訓令(人事課).....	二
	山口県職員証取扱規程の一部を改正する訓令(人事課).....	三
	山口県職員記章取扱規程の一部を改正する訓令(人事課).....	四
	山口県官報報告規程の一部を改正する訓令(学事文書課).....	四
	教委規則	
	教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則.....	四
	山口県職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
	平成十九年三月二十七日	
	山口県知事 二井 関 成	
	山口県規則第二十六号	
	山口県職員委員会規則の一部を改正する規則	
	山口県職員委員会規則(昭和三十七年山口県規則第二号)の一部を次のように改正す	



第一条中「第二十五条第三項」を「第九条第三項」に改める。
 第二条第一項中「五人」を「四人」に改め、同条第三項中「四人」を「三人」に改め、「出納長」を削る。
 第五条中「又は出納長」を削る。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十七号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の二(見出しを含む)中「別表第七号の二ク」を「別表第七号の二オ」に改め、同条を第一条の八とし、第一条の次に次の六条を加える。

(条例別表第五号の三水の規則で定める事務)

第一条の二 条例別表第五号の三水の規則で定める事務は、墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和五十九年山口県規則第二十二号)第三条の規定による届出を受理することとする。

(条例別表第五号の四への規則で定める事務)

第一条の三 条例別表第五号の四への規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 興行場法施行細則(昭和五十九年山口県規則第四十七号)以下この条において「規則」という。(第十二条第一項の規定による届出を受理すること。
 二 規則第十二条第二項の規定による届出を受理すること。

(条例別表第五号の五又の規則で定める事務)

第一条の四 条例別表第五号の五又の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号)第四条の規定による届出を受理すること。

二 旅館業法施行細則(昭和三十三年山口県規則第十八号)以下この条において「規則」という。(第八条第一項の規定による報告を受けること。

三 規則第八条第二項の規定による報告を受けること。
 (条例別表第五号の六千の規則で定める事務)
 第一条の五 条例別表第五号の六千の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。
 一 公衆浴場法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十七号)第四条の規定による届出を受理すること。

二 公衆浴場法施行細則(昭和六十一年山口県規則第六十六号)以下この条において「規則」という。(第十一条第一項の規定による報告を受けること。)

三 規則第十一条第二項の規定による報告を受けること。

四 規則第十一条第三項の規定による報告を受けること。

(条例別表第五号の七への規則で定める事務)

第一条の六 条例別表第五号の七への規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 化製場等に関する法律施行細則(昭和三十四年山口県規則第三十号)以下この条において「規則」という。(第十三条の二第一項の規定による届出を受理すること。)

二 規則第十三条の二第二項の規定による届出を受理すること。

三 規則第十四条の規定による届出を受理すること。

(条例別表第五号の八への規則で定める事務)

第一条の七 条例別表第五号の八への規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 クリーニング業法施行細則(平成二年山口県規則第十一号)以下この条において「規則」という。(第十一条第一項のクリーニング師研修了届を受理すること。)

二 規則第十一条第二項の業務従事者講習修了届を受理すること。

第四条の見出し中「別表第十五号ロ」を「別表第十五号ハ」に改め、同条中「別表第十五号ロ」を「別表第十五号ハ」に、「第八条第四項」を「第八条第二項」に改める。

第九条(見出しを含む)中「別表第三十三号レ」を「別表第三十三号ツ」に改め、

同条第一号中「第四条」を「第五条」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第九条の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県訓令第3号



山口県考査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県考査規程の一部を改正する訓令

山口県考査規程(昭和二十九年山口県訓令第2号)の一部を次のように改正する。
 第四条第二項中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県訓令第4号

庁 中 一 般
 各 出 先 機 関
 山口県労働委員会事務局

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県職員服務規程(昭和二十九年山口県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の表中

職	任用年月日	年 月	期 間	年 月	年 月	年 月	年 月
その他	・	・	・	・	・	・	・

山口県訓令第六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

山口県職員記章取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県職員記章取扱規程の一部を改正する訓令

山口県職員記章取扱規程（昭和三十二年山口県訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「**舞臺の齣**（**舞臺**）」を削る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県訓令第七号

庁 中 一 般

山口県官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県官報報告規程の一部を改正する訓令

山口県官報報告規程（昭和二十九年山口県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号イ中「**、出納長**」を削り、同号ロ中「**部長**」の下に「**及び会計管理者**」を加える。

別記第六号様式の（注）2中「**部長**」の下に「**、会計管理者**」を加え、「**事務吏員**」又は「**技術吏員**」を「**職員**」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。



教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十七日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第四号

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則の一部を改正する規則

教育委員会の任命に係る職員の服務の宣誓に関する取扱規則（昭和二十六年山口県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員の項中「**、美術館**」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月二十七日印刷
平成十九年三月二十七日発行

発行所 山口県庁
発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）